

令和3年度 いじめ防止啓発事業内容（案）

いじめ防止啓発事業の趣旨	いじめ防止をテーマにした啓発事業を継続して行うことにより、子どもや保護者をはじめ市民全体にいじめをなくそうとする意識を定着させる。
--------------	---

●事務局としては以下の3つを実施したいと考えています。

No.	実施案	内容・効果	課題
1	いじめ防止週間の策定及びのぼりの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止週間を作成し、過去の標語やロゴマーク等の作品を利用したのぼりを作成し、各学校にのぼりを立て、周知啓発に努める。 ・継続的（毎年決まった週）に周知を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止週間を策定することになれば、今後も同時期に実施していく必要がある。 ・学校行事との調整が必要となる。（ただし、1週間時期があるため、影響はそこまで大きくない考える。）
2	いじめ防止リーフレットの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の標語やロゴマーク等の作品を利用したリーフレットを作成し、継続的な周知啓発が行える。 ・人権・男女共生課が開催するいじめをテーマにした上映会（11月頃）、学校保健大会（1月頃）、コミスクの活動時（随時）等で配布し、周知啓発を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途県から配布されるリーフレットもあるので、内容の検討が必要となる。
3	いじめ防止ポスターの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の標語やロゴマーク等の作品を利用したポスターを作成し、各校に掲示することで継続的な周知啓発が行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別団体が作成するポスターもあるので、内容の検討が必要となる。

※上記の事務局案以外に、取り組めそうな事業があれば是非ご提案ください。